

不妊症・不育症^(※)でお悩みの方へ

詳細版

現在7～10組に1組のご夫婦が不妊といわれています。こうしたご夫婦の中には治療の費用や身体的、心理的な面で悩んでいる方がたくさんいらっしゃいます。

村では、不妊治療または不育症治療を受けているご夫婦の負担を軽減するため、治療費用（治療のための検査も含む。）の助成を行うこととなりました。

県で行っている「秋田県特定不妊治療費助成事業」の限度額を超えた自己負担分についても助成します。



(※) 不育症：妊娠はするが、流産や死産等を繰り返してしまうこと。

●対象となる方

・・・所得制限は設けていません。

不妊治療	①	婚姻をしている夫婦であって、上小阿仁村に住所があること。
	②	秋田県が実施している特定不妊治療助成事業 ^(注1) の決定を受けた方 又は 特定不妊治療等で人工授精等による治療を受けた方。
不育症治療	①	婚姻をしている夫婦であって、上小阿仁村に住所があること。
	②	医師 ^(注2) により不育症と診断された方。

●助成の対象となる治療内容

不妊治療	①	特定不妊治療等人工授精等に係る経費 →人工授精、体外受精、顕微授精による治療
	②	治療に要する検査費
不育症治療	①	不育症治療費のうち、国民健康保険又は医療保険法の一部負担金及び保険給付が適用されない経費（入院時のベッド代、食事代等の治療費以外の経費を除く。）
	②	治療に要する検査費

●助成金額

・・・回数制限は設けていません。

不妊治療	特定不妊治療等の人工授精等に係る経費の全額。ただし、 <u>1年度あたり25万円を限度額とする。</u> (また、秋田県で実施している特定不妊治療費助成事業を受けている方は、1回の治療費の総額から県の助成額を控除した額とする。)
不育症治療	交付対象経費の全額。ただし、 <u>1年度あたり30万円を限度額とする。</u>

●申請に必要なもの

【お問い合わせ先】

①	上小阿仁村特定不妊治療等補助金交付申請書	・・・役場 住民福祉課 健康推進班（保健師）
②	上小阿仁村特定不妊治療等受診証明書	・・・役場 住民福祉課 健康推進班（保健師）
③	夫婦の戸籍謄本	・・・役場 住民福祉課 住民福祉班
④	夫婦の住民票	・・・役場 住民福祉課 住民福祉班
⑤	医療機関の発行した領収書	

※秋田県が実施している特定不妊治療費助成事業の決定を受けた方については、該当事業の「受診等証明書・承認決定通知書の写し」も添付していただきます。

● 備考

(注1) 秋田県特定不妊治療費助成事業について

この事業は、指定された医療機関において（下記参照）、特定の不妊治療（体外受精、顕微授精）を受けたご夫婦を対象に、1年度1回あたり20万を限度に3回（5年度通算15回）の助成を行います。

○対象となる方

- ①指定医療機関において、体外受精および顕微授精以外の治療法では妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に判断されたご夫婦。
- ②秋田県内に住所を有し、法律上の婚姻をしているご夫婦。
- ③夫および妻の前年の所得の合計額が730万円未満であること。
- ④対象となる治療は、体外受精及び顕微授精となります。

○指定医療機関

（平成24年10月1日現在）

医療機関	所在地	電話番号
大館市立総合病院	大館市豊町3-1	0186-42-5370
秋田大学医学部附属病院	秋田市広面痣蓮沼44-2	018-834-1111
清水産婦人科クリニック	秋田市広面字糠塚116-1	018-893-5655
設楽産婦人科内科クリニック	秋田市外旭川字前谷地43-1	018-816-0311
大曲母子病院	大仙市大曲福住町8-18	0187-63-2288
池田産婦人科クリニック	湯沢市字両神142-3	0183-73-0100

※指定医療機関以外でも、指定医療機関の医師の指示により治療を受ける場合は助成の対象となります。例えば、指定医療機関が遠方にあり、近隣の産婦人科医院等で排卵誘発剤の注射等を行う場合などです。

※県外の指定医療機関で治療している方も対象となります。県外の指定医療機関については、お問い合わせください。

(注2) 医師については、「日本生殖医学会認定専門医」による診察が必要です。

（平成25年4月1日現在）

医療機関	所在地 （電話番号）	医師名
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1 (018-829-5000)	太田 博孝
秋田大学医学部附属病院	秋田市広面痣蓮沼44-2 (018-834-1111)	熊谷 仁
		兒玉 英也
		寺田 幸弘
清水産婦人科クリニック	秋田市広面字糠塚116-1 (018-893-5655)	清水 靖
市立秋田総合病院	秋田県秋田市川元松丘町4-30 (018-823-4171)	福田 淳

※県外の認定専門医の診断も対象となります。県外の指定医療機関については、お問い合わせください。

プライバシーに配慮し、個別に相談（保健センターにて）も行っていますので、
役場住民福祉課（保健師）までご連絡をお願いします。

（電話77-3008、こあに電話66-3009）

